

# 申立書

下記の毒物劇物取扱責任者を設置するにあたっては、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項の規定による措置を講じる必要はありません。

下記の毒物劇物取扱責任者を設置する際に、毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項の規定により講じる措置の内容

・ 毒物劇物取扱責任者の障害

視覚  聴覚  音声機能  言語機能

・ 措置内容

( )

年 月 日

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
〒

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

〒

毒物劇物取扱  
責任者住所  
毒物劇物取扱  
責任者氏名

(あて先) 京 都 市 長